議案第７号

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する取扱要綱の制定について

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する取扱要綱を次のように制定する。

平成３１年３月２０日提出

茂原市教育長　　内　田　達　也

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する取扱要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、茂原市東部台文化会館の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この告示で使用する用語の意義は、茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和 60 年茂原市条例第 14 号。以下「条例」という。）及び茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則（平成 27 年茂原市教育委員会規則第１号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

（同一使用者による使用の制限）

第３条　条例第６条第５号の規定による茂原市東部台文化会館の施設の管理運営上に支障があると認めるときは、次に掲げるものとする。ただし、施設の利用状況、使用人数及び利用目的等に応じて、館長が特に必要があると認める場合を除く。

（１）　施設（音楽ホールを除く。）について、同一の使用者が使用日前１か月を超えている場合において１週間に２回以上の使用許可を受けようとするとき。

（２）　体育センターについて、同一の使用者が２時間を超えて使用許可を受けようとするとき。

（音楽ホール等の使用の減免等）

第４条　規則第１４条第１項第１号カにおいて、音楽ホールの平日利用の促進を図るため、次に掲げる条件を満たすときは、条例別表第１の入場料を徴収しない場合の音楽ホール基本使用料及び規則別表中のピアノ使用料について、当該使用料の５割の額とすることができる。

（１）　音楽ホールの付属設備は、ピアノ以外使用しないこと。

（２）　使用の許可の申請が、使用日前１か月以内であること。

２　前項の使用の許可の申請の受付期間は、規則第７条第２項ただし書により、使用日の当日までとする。

３　規則第１４条第２項ただし書による取扱いは、次に掲げる場合とする。

（１）　規則第１４条第１項第１号アの場合

（２）　規則第１４条第１項第１号カの場合のうち、第１項による場合

（３）　規則第１４条第１項第２号及び同項第３号の場合

（委任）

第５条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この告示は、平成３１年４月１日から施行する。

提案理由　　多くの市民が利用できる機会を確保することなどを目的として、東部台文化会館の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものです。